

石橋文化ホール・文化会館使用許可申請書

公益財団法人久留米文化振興会

理事長 橋原 利則 殿

ご記入頂きました個人情報につきましては、施設ご利用手続及び、連絡・情報誌への掲載等に使用させていただきます。

次のとおり申請します。

主催者名 (団体名)								
住所 (登録内容に変更がない場合は省略可)	(〒 -)			TEL ()	FAX ()			
代表者名	責任者名 (連絡先)		TEL ()					
催事名								
催事内容								
使用施設	石橋文化ホール・ラウンジ・リハーサル室 小ホール・研修室A・研修室B・会議室A・会議室B ・1階会議室・市民ギャラリー						全館	
使用日時	年 月 日 曜	午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~17:00)	夜間 (18:00~22:00)	延長・特記			
	年 月 日 曜	午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~17:00)	夜間 (18:00~22:00)	延長・特記			
	年 月 日 曜	午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~17:00)	夜間 (18:00~22:00)	延長・特記			
販売・宣伝等行為	有 無	催事内容(催事名、日時、場所等)問い合わせへの対応について				可 不可		
ホール・ギャラリー使用のみ記入	催物時間	1回目	2回目	3回目	入場方法			
	準備開始	:	:	:	無料	一般無料	自由席	円(当日 円増)
	開場	:	:	:		整理券	席	円(当日 円増)
	開演	:	:	:		関係者	席	円(当日 円増)
	終演	:	:	:		料	席	円(当日 円増)
	整理終了	:	:	:		料	会費・資料代等	円(当日 円増)
	みどりのリズム(広報誌) ホームページへの掲載について					掲載してよい 掲載しない		
打合せ	予定 月 日	実施 月 日			納入日	領収書	金額	
			調定収入		年 月 日	-	円	
			残額		年 月 日	-	円	
			精算		年 月 日	-	円	

- 注1. 許可書が発行された時点から日時・会場の変更はできません。
 2. 納入された使用料は原則としてお返しできません。
 3. 使用時間は会場の準備・リハーサル・後片付けに必要なすべての時間が含まれます。
 4. 消防法上、定員を超えて入場させることはできません。
 5. 石橋文化ホール客席内での飲食はできません。

受付	

上記他、利用規程及び遵守事項の内容を確認、同意の上で申請いたします。

申請者